

[事案 21-100] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 7 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

保険会社に在籍していない者から満期時受取金について誤った説明を受け、偽造の申込書により契約させられたとして、契約の無効と払込保険料の全額返還を求めたもの。

< 申立人の主張 >

平成 6 年に生存給付金付定期保険に加入し同 21 年に満期を迎えたが、勧誘時の営業担当者の行為には、次のような公序良俗に明らかに反する点があったので、保険契約を無効（申立人は「遡及的に解約」と表現）とし、払った保険料に金利を上乗せして返還して欲しい。

- (1) 勧誘時には、満期時には満期返戻金（生存給付金のこと）の他に 300 万円が受け取れるとの説明を受けたが、実際の満期時受取額は 160 万余円しかなく、勧誘時に受けた説明と満期時の受取金額が異なっている。
- (2) 契約申込書は営業担当者により勝手に偽造され、署名押印も別人が行っていて、これを相手方会社は認めている。
- (3) 保険会社に在籍していない退職済みの者（A）が社員であるように装って勧誘・商品説明を行い、実際には会ったこともない別の担当者（B）が契約を取り扱っていた。これも相手方会社は認めている。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、申立契約は有効に契約しており、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 満期時の支払金額については、パンフレット、設計書、ご契約のしおり、保険証券、年に一度契約者に送付される「ご契約内容のお知らせ」等に記載されているが、満期時に生存給付金のほかに 300 万円が支払われるとの記載はない。
- (2) 申立人は、本件商品に魅力を感じたことから契約を申し込む旨を伝えたと陳述しており、保険加入の意思表示をしたこと、申立契約について名義変更手続、据置生存給付金、入院・手術給付金の請求を自分自身で行っていることから、申立人は本件保険契約について了知していることが伺われる。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 満期時の受取額について

下記のとおり、申立人に満期時の受取額について錯誤があったと認定することはできない。なお、申立人の主張は、担当者に詐欺があったとの主張とも解釈できるが、同様にその事実の認定もできない。

契約時に提示されたパンフレット、設計書等には、満期返戻金のほかに 300 万円が支払われるとの記載はなく、申立人が満期返戻金のほかに 300 万円が支払われると誤解をするような余地のある記載もない。また、加入後に相手方会社から送付されている保険証券、契約内容確認のお知らせにも 300 万円の記載はない。

仮に、申立人が、満期返戻金以外に 300 万円が受け取れるという話を聞いていたのであれば、その記載のない上記の各文書を受け取ったときに相手方会社に問い合わせをするのが普通であると思われるが、申立人は、契約時点から満期金の請求をすると

きまで、1回もそのような問い合わせをしていない。

申立人の主張の根拠は申立人の供述以外には存在せず、上記の書面等からすると、申立人が、満期時に満期返戻金のほかに300万円を受取れるとの説明を受け、その旨の誤解をしていたという事実を認めることは困難である。

(2) 保険契約申込書が偽造であるかについて

保険契約申込書の保険契約者及び被保険者の署名は、名義変更届等の他の書面の本人の筆跡と異なるように見えるが、偽造とは、名義を冒用して文書を作成する(作成権限がないのに他人が名義人の承諾なく名義人名で文書を作成する)ことをいうが、少なくとも、本件では、以下の点から、申立人が自己の意思に基づいて申立契約に加入したものであることは明らかであり、保険契約申込書の偽造がなされたとは認められない。

申立人の裁定申立書には、「商品に魅力を感じ申し込む旨伝えた」との記載がある。

申立人は、保険契約申込書の署名・押印欄が転写されている保険証券を保険契約成立直後に受け取っているが、偽造についてのクレームを相手方会社に申し出ていない。契約申込書の印影は、申立人が自ら作成したことを争っていない書面の印影と同一であり、少なくとも契約申込書は申立人自身の印によると認められる。

申立人は、契約時から15年間も保険料を支払い続け、その間に3度の給付金請求を行って給付金を受け取っている。

申立人は、平成13年に名義変更兼改印届を相手方会社に対して提出しているが、この時点でも契約が自己の意思に基づかない旨の主張をしていない。

(3) 公序良俗違反について

申立人が公序良俗違反の根拠であると主張する事実は、下記のとおり、いずれも認められず、公序良俗違反による無効の主張も認められない。

前記(1)及び(2)記載のとおり、保険契約申込書が偽造されたものであるとの事実及び申立人に対して募集時に誤った説明が行われたとの事実は、本件においては認定できない。申込手続を誰が行ったのかの点については、当事者間において争いがあるが、唯一の証拠と思われる契約申込書には、契約者の情報や保険内容、保険料が印字されており、担当者としてBの記名がある。通常、会社を退職した者が契約申込書用紙を持っているとは考えられず、契約申込書に押印された印鑑が申立人のものであると推定できることを併せて考えると、契約手続はBが行ったものであると考えられる。